

福井県報

号外第13号
平成30年
3月19日(月)
火・金曜日 発行
1月1800円郵送料共

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および
監査の請求のための連署に必要な選
挙権を有する者の数(二二六)……………一
- 議会の解散の請求、知事の解職の請
求、副知事、選挙管理委員、監査委
員または公安委員会の委員の解職の
請求および教育委員会の委員の解職
の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数(二二七)……………一
- 議会の議員の所属する選挙区におけ
る解職の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数(二二八)……………一

— 目 次 —

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
74条第5項(同法第75条第5項において
準用する場合を含む。)の規定により、同法
第74条第1項の規定による条例の制定もし
くは改廃の請求または同法第75条第1項の
規定による監査の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。
平成30年3月19日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨
13, 056

福井県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以
下「法」という。)第76条第4項、第81
条第2項もしくは第86条第4項において準
用する法第74条第5項または地方教育行政
の組織及び運営に関する法律(昭和31年法
律第162号)第8条第2項において準用す
る法第86条第4項において準用する法第7
4条第5項の規定により、法第76条第1項
の規定による議会の解散の請求、法第81条
第1項の規定による知事の解職の請求もし
くは法第86条第1項の規定による副知事、選
挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会

委員の解職の請求または地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第8条第1項の規定に
よる教育委員会の委員の解職の請求のための
連署に必要な選挙権を有する者の数を次のと
おり告示する。
平成30年3月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨
175, 460

福井県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
80条第4項において準用する同法第74条
第5項の規定により、同法第80条第1項の
規定による議会の議員の所属する選挙区にお
ける解職の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数を次のとおり告示する。
平成30年3月19日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

選挙区の名	称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井	市	72,893
敦賀	市	18,268
小浜市三方郡三方上中郡		15,328
大野	市	9,634
勝山	市	6,755
鯖江	市	18,728
あわら	市	8,087
越前市今立郡南条郡		26,027
坂井	市	25,271
吉田	郡	5,213
丹生	郡	6,192
大飯	郡	5,194

平成三十年三月十九日印
平成三十年三月十九日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社竹下印刷所

☎三三三二番